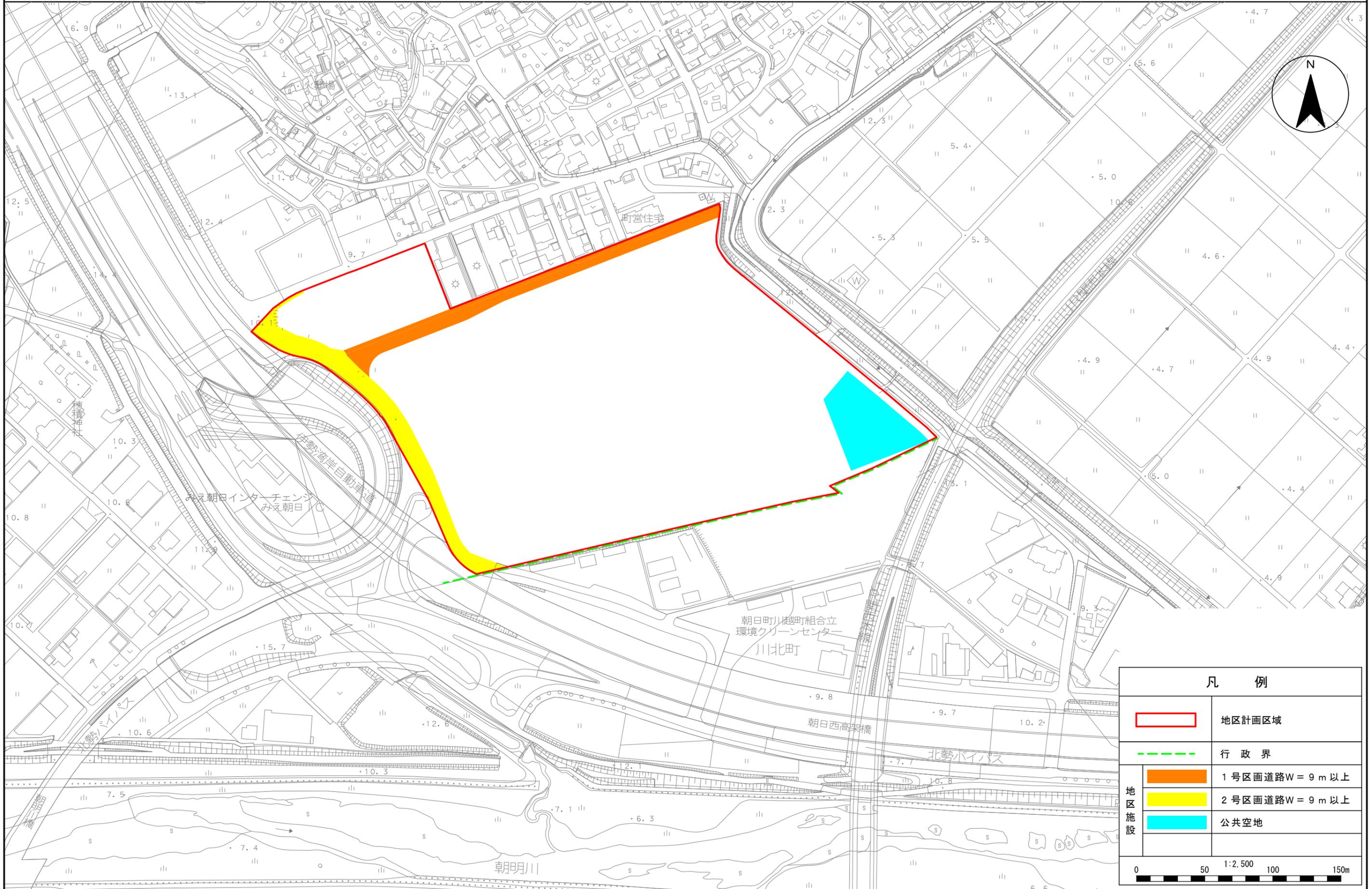


四日市都市計画地区計画の変更 (朝日町決定)

都市計画川原工業地区地区計画を次のように決定する。

名	称	川原工業地区地区計画
位	置	朝日町大字埋縄字川原地内、大字柿字堤外地内 (全体区域は、隣接する四日市市川北町の区域を含む。)
面	積	約 7. 2 h a (全体区域 約 8. 1 h a)
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、町の西部に位置し、西側には伊勢湾岸自動車道及び国道 1 号北勢バイパスがある。また、伊勢湾岸自動車道みえ朝日 IC が隣接する地域である。</p> <p>朝日町総合計画及びそれを踏襲する朝日町都市計画マスタープランにおいて、工業等振興ゾーンとして土地利用を目指す区域にあって、開発行為による計画的な整備を目指している。</p> <p>このため地区計画を定め、地区周辺の自然や地域環境と調和した産業系用地の整備を実現し、産業振興、雇用促進など当町の経済発展に寄与することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>地区計画の目標を実現するため、みえ朝日 IC 及び北勢バイパスの広域交通網を活かした流通業務施設の立地を適正に誘導するとともに、道路や調整池などの都市基盤施設を配置し、周辺環境に配慮した土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>1. IC 等からの円滑な交通を確保するため、区域西側に幅員 9 m 以上の道路を配置する。また、区域内の現道の機能回復として、区域北側に幅員 9 m 以上の道路を配置する。</p> <p>2. 区域内の雨水調整機能を確保し、区域下流域への雨水排水の影響がないように公共空地として調整池を配置する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を定めることにより、周辺環境に配慮した建築物等の誘導を図る。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区施設の配置及び規模	【道路】				
			種別	名称	幅員	延長	備考
			道路	1号区画道路	9m以上	約298m 約298m	(整備主体：開発事業者)
				2号区画道路	9m以上	約275m 約275m	(整備主体：開発事業者)
			【公共空地】				
			種別	名称	面積	備考	
			公共空地	調整池	約0.3ha 約0.3ha	(整備主体：開発事業者)	
		道路延長、公共空地の面積については、 上段：朝日町区域、 下段：全体区域とする。					
		建築物等の用途の制限	<p>建築基準法に定める準工業地域内に建築できるもののうち、次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <p>(1) 物資の流通に係る業務の用に供するトラックターミナル、倉庫、荷捌き場、工場、事務所その他これらに類するもの</p> <p>(2) 前号に掲げる建築物に附属するもの</p> <p>(3) 調整池の揚排水に必要な施設</p> <p>(4) 便所又は休憩所</p>				
		建築物の容積率の最高限度	200%				
建築物の建蔽率の最高限度	60%						
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は3m以上とする。						
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物等の色彩については、周囲の自然やまちなみの色調と調和したものとし、三重県景観計画における景観形成基準に適合すること。</p> <p>屋外広告物は、形状、色彩、意匠その他表示の方法が周辺の景観を害さないものとする。</p>						
垣又は柵の構造	<p>垣又は柵は、次に定めるところにより設置するものとする。</p> <p>1. 道路境界線側に垣又は柵（門柱及び門扉を除く。）を設ける場合は、次のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) 宅地地盤面からの高さは2.0m以下のフェンス、鉄柵等で透視可能なものとする。</p> <p>2. 前項の生垣の植栽帯の法止め又はフェンス等の下に積むコンクリートブロック類の高さは宅地地盤面から60cm以下とする。</p>						
・ 区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり。							



凡 例	
	地区計画区域
	行政界
地区施設	 1号区画道路W = 9 m 以上
	 2号区画道路W = 9 m 以上
	 公共空地
